

令和 4 年

第 5 回 広陵町議会臨時会議案

令和 4 年 7 月 2 5 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 議案第 5 5 号 令和 4 年度広陵町一般会計補正予算（第 5 号）
〔 1 頁〕
- 議案第 5 6 号 箸尾準工業地区道路整備事業の受委託に関する
広陵町土地開発公社との協定について
〔 1 3 頁〕
- 議案第 5 7 号 平尾公民館建設工事に係る請負契約の締結に
ついて
〔 1 9 頁〕
- 議案第 5 8 号 訴えの提起について
〔 2 1 頁〕

議 案 第 5 5 号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,640,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年7月25日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
18 繰入金		千円 416,514	千円 970	千円 417,484
	1 基金繰入金	416,514	970	417,484
歳入合計		13,639,646	970	13,640,616

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 土木費		千円 1,617,090	千円 970	千円 1,618,060
	5 住宅費	13,789	970	14,759
歳 出 合 計		13,639,646	970	13,640,616

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
箸尾準工業地区道路整備事業	千円 130,000	千円 545,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
18 繰入金	千円 416,514	千円 970	千円 417,484
歳入合計	13,639,646	970	13,640,616

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 土木費	千円 1,617,090	千円 970	千円 1,618,060
歳 出 合 計	13,639,646	970	13,640,616

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 970
			970

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 354,131	千円 970	千円 355,101
計	416,514	970	417,484

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	千円 970	財政調整基金繰入金	千円 970

1 8 款 繰入金

3 歳 出

(款) 6 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	千円 13,789	千円 970	千円 14,759	千円	千円	千円	千円 970
計	13,789	970	14,759				970

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 970	01 住宅管理費	千円 970
35 その他委託料	970	12 委託料 ・その他委託料 訴訟行為委任事務委託料	970 970 970

6 款 土木費

議 案 第 5 6 号

箸尾準工業地区道路整備事業の受委託に関する
広陵町土地開発公社との協定について

箸尾準工業地区道路整備事業の受委託に関し、下記相手方
と別紙のとおり協定を締結することについて、議会の議決を
求める。

令和4年7月25日提出

広陵町長 山村吉由

記

協定の相手方

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町土地開発公社

理事長 松井 宏之

協 定 書

広陵町長（以下「甲」という。）と広陵町土地開発公社（以下「乙」という。）は、箸尾準工業地域工場用地造成事業に伴う道路整備事業（以下「本件事業」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、本件事業を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

（事業の内容）

第3条 本件事業の対象は別添資料のとおりとする。

（費用負担）

第4条 乙が実施する本件事業に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、金695,000,000円とする。また、詳細については、別途契約する受委託契約書で定めるものとする。

3 前2項に示す費用に変更が生じた場合、乙は受託費変更通知書により甲へ通知する。

（検査）

第5条 本件事業が完了したとき、乙は関係書類を甲に提示し、甲、乙立会いのもとに完了検査を行い、双方確認した精算書に基づき速やかに精算するものとする。

（財産の帰属及び管理）

第6条 本件事業完了後の財産は、甲に帰属し、維持管理についても、甲が行うものとする。

（協定書の変更）

第7条 甲又は乙はやむ得ない事情により本協定書の内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上変更するものとする。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項、又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成して、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町
広陵町長 山村吉由

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町土地開発公社
理事長 松井宏之

議 案 第 5 7 号

平尾公民館建設工事に係る請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年7月25日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

- 1 契約の目的 平尾公民館建設工事に係る請負契約
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 81,062,300円
- 4 契約の相手方 奈良県天理市蔵之庄町49番地1
株式会社米杉建設
代表取締役 米杉 伸喜
- 5 契約の期間 議決の日から令和5年2月28日まで

議 案 第 5 8 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年7月25日提出

広陵町長 山村吉由

1 訴訟の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

2 訴訟の趣旨

町有地（大字足相330番1）において、権原なく占有し、明渡しの催告にも応じないため、建物の撤去（収去）と町有地の明渡しを求めるもの

3 訴訟遂行上の方針

(1) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

(2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げるものとする。

4 管轄裁判所

奈良地方裁判所葛城支部

5 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

